

【森林環境税と森林環境譲与税について】

【森林環境税】

・森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において1人年額1,000円徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

【森林環境譲与税】

・令和元年度～令和5年度の間は、交付税及び譲与税配布金特別会計における借入金で充当されており、森林環境譲与税を生かした取り組みがすでに全国各地で始められています。森林環境譲与税は、それぞれの地域の状況に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されます。

森林環境譲与税は、以下の費用に充てることとされています。

- ①森林の整備に関する施策
- ②森林の整備を担うべき人材の育成及び確保
- ③森林の有する公益的機能に関する普及啓発
- ④木材利用の促進

〈仕組み〉

